

外国証券取引口座約款

1. (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当組合との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 申込者は、この約款の内容を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

2. (外国証券取引口座による処理)

申込者が当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

3. (遵守すべき事項)

申込者は、当組合との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、日本証券業協会の定める諸規則、決定事項及び慣行中、当該証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当組合から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

4. (売買注文の執行地及び執行方法の指示)

申込者の当組合に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当組合の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

5. (注文の執行及び処理)

申込者の当組合に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当組合において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当組合への注文は、当組合が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当組合がこれに応じ得る場合に行います。
- ④ 外国証券の最低購入単位は、当組合の定めるところとします。
- ⑤ 当組合は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに契約締結時交付書面等を送付します。

6. (受渡日等)

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当組合が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）と約定日とします。
- ② 約定日から起算して4営業日目を受渡期日とします。ただし、外国債券及び累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD及び海外CPの受渡期日は、別途取り決めることができるものとします。

7. (外国証券の保管・権利及び名義)

申込者が当組合に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管及び名義の取扱いにつ

いては、次の各号に定めるところによります。

- ① 当組合は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当組合の保管機関に委任するものとします。
- ② 前号に規定する保管については、当組合の名義で行われるものとします。
- ③ 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当組合の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当組合の保管機関における当組合の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④ 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当組合の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当組合の保管機関における当組合の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤ 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥ 申込者が有する外国証券に係る権利は、当組合が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- ⑦ 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当組合の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- ⑧ 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

8. (選別基準に適合しなくなった場合の処理)

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当組合は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当組合は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

9. (外国証券に関する権利の処理)

当組合の保管機関に保管された外交証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当組合が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当組合が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- ② 外国証券に関し、新株引受権（新株引受権証券を除く。以下同じ。）が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- ③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当組合を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- ④ 前号の規定により割り当てられる株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分
のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑤ 外国証券に関し、全4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除き
すべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑥ 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立
てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が支持をしない場合には、当組合は議
決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦ 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免
税の適用、還付その他の手続については、当組合が代わってこれを行うことがあります。

10. (諸 通 知)

- (1) 当組合は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者の届け出た住所あてに次の通知を行
います。
 - ① 募集株式の発行、株式の分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼ
す事実の通知
 - ② 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - ③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2) 前項の通知のほか、当組合又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信
託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資信託証券に
係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲
載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当組合は送付しま
せん。

11. (発行者からの諸通知等)

- (1) 発行者から交付される通知書および資料等は、当組合においてその到達した日から3年間(海
外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望
した場合は、申込者の届け出た住所あてに送付します。
- (2) 前項ただし書により、申込者あての通知書又は資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券
に係るものを除き、その都度申込者が当組合に支払うものとします。

12. (諸料金等)

- (1) 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
 - ① 外国証券(外交投資信託証券を除く。)の外国取引については、我が国以外の金融商品市場にお
ける売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第6条第2号に定める
受渡期日までに申込者が当組合に支払うものとします。
 - ② 外国証券(外国投資信託証券を除く。)の国内店頭取引については、国内の公租公課その他の賦
課金を第6条第2号に定める受渡期日までに申込者が当組合に支払うものとします。
 - ③ 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の
手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日ま
でに申込者が当組合に支払うものとします。
 - ④ 外国投資信託証券の国内店頭取引については、ファンド所定の手数料相当額及び国内の公租公
課その他の賦課金を第6条第2号に定める受渡期日までに申込者が当組合に支払うものとします。
- (2) 申込者の指示による特別の扱いについては、当組合の要した実費をその都度申込者が当組合に

支払うものとします。

13. (金銭の授受)

- (1) この約款に規定する外国証券の取引等に関して行う当組合と申込者との間における金銭の授受は、円貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当組合が定めるレートによります。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第9条第1号から第5号までに定める処理に係る決済については当組合がその全額を確認した日とします。

14. (取引残高報告書の交付)

- (1) 申込者は、当組合に保管の委託をした外国証券について、当組合が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、申込者は、当組合が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当組合は、当組合が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

15. (届出事項)

申込者は、住所、氏名又は名称及び印鑑等を当組合所定の書類により当組合に届け出るものとします。

16. (届出事項の変更届出)

申込者は、当組合に届け出た住所、氏名、名称等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当組合所定の手続により当組合に届け出るものとします。

17. (届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当組合は免責されるものとします。

18. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面により成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面により任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

19. (通知の効力)

申込者の届出住所にあて、当組合によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

20. (口座管理料)

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当組合の定めるところにより、口座管理料を当組合に支払うものとします。

21. (契約の解除)

- (1) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。
 - ① 申込者が当組合に対し解約の申出をしたとき
 - ② 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当組合がこの契約の解除を通告したとき
 - ③ 第24条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
 - ④ 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当組合が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当組合が申込者に対し解約の申出をしたとき
- (2) 前項の場合において、本口座に外国証券の残高があるときの処理については、当組合は、申込者の指示に従います。
- (3) 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当組合の要した実費をその都度当組合に支払うものとします。

22. (免責事項)

次に掲げる損害については、当組合は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当組合所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当組合が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

23. (合意管轄)

申込者と当組合との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当組合本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当組合が管轄裁判所を指定することができるものとします。

24. (約款の変更)

- (1) 当組合は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。
- (2) 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものでない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告に代えることができるものとします。

(令和2年4月1日現在)